

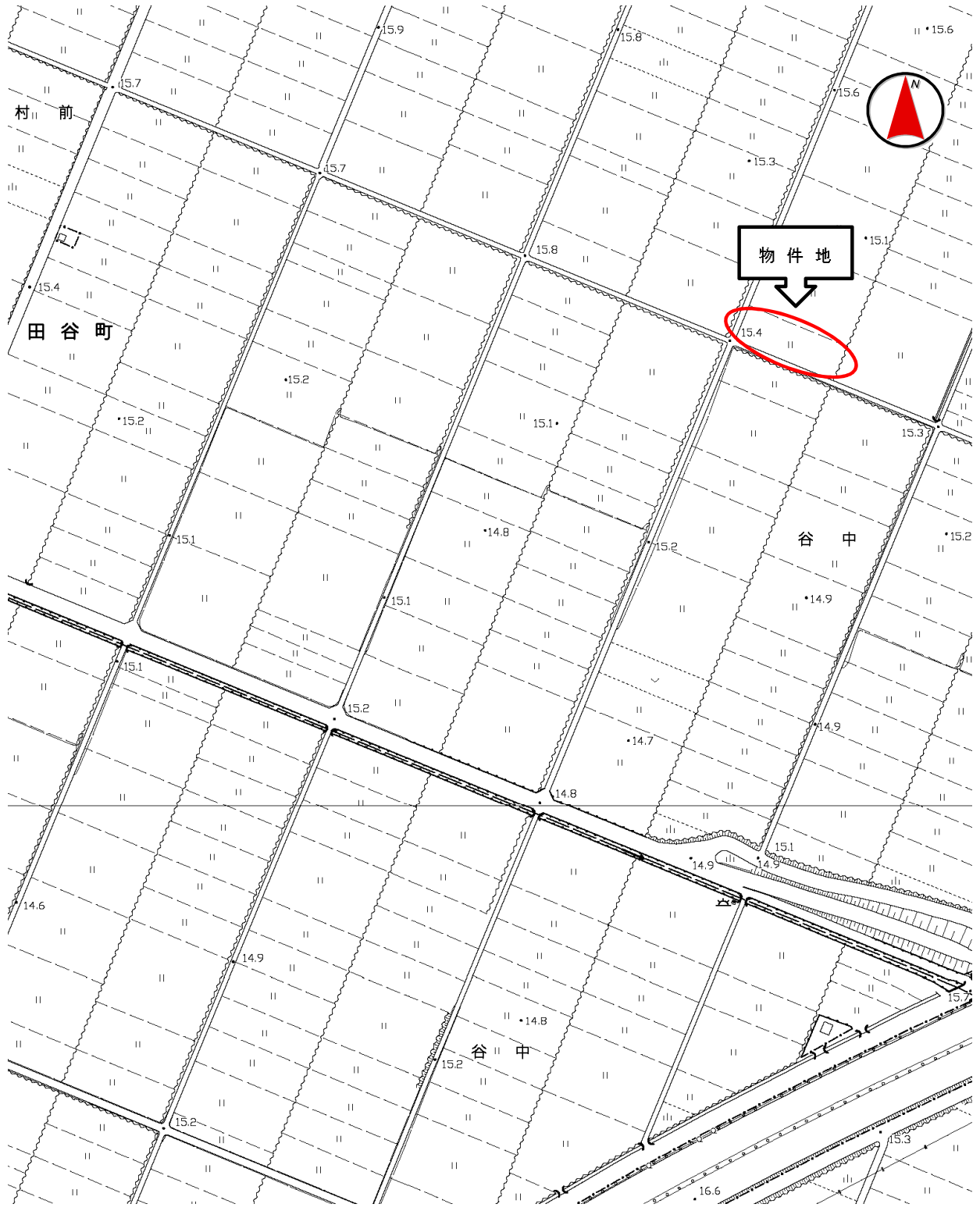
# 物 件 明 細 書

売却区分番号	第1-6号	見積価額	金290,000円
		公売保証金	金30,000円
財産の表示			
<p>1 所 在 館林市田谷町字谷中  地 番 340番  地 目 田  地 積 1001㎡</p> <p style="text-align: right;">(以上登記簿の表示による)</p>			
物件の位置	館林市立第四小学校の南東方 約1.6km(道路距離)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化調整区域	
	用途地域	無指定	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
接道状況	・西側幅員約2.4mの舗装市道、南側幅員約2.6mの未舗装市道に接面する。		
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦	
	画 地	間口約55m、奥行約18m	
	形 状	長方形	
供給処理施設	上水道	なし	
	公共下水道	なし	
	都市ガス	なし	
使用状況等	・利用権設定はされていないが、田として耕作している。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札者は、館林市農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。また、所有権移転に当たっては、農地法で規定する許可が必要です。</li> <li>・農業振興地域の整備に関する法律に係る規制地域に該当します。</li> <li>・館林市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は以下のとおりです。  令和元年 8月 6日(火)～令和元年 8月13日(火)  令和元年 9月 6日(金)～令和元年 9月10日(火)  (休祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)</li> </ul>		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。</li> <li>2 境界は、隣接地所有者と協議すること。</li> <li>3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡し義務は負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。</li> <li>4 市は瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。</li> <li>6 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。)</li> </ol>		
その他事項	非課税財産		
問い合わせ先	館林市役所 納税課 電話 0276-72-4111 内線678～680		

売却区分番号

第1-6号

所在図

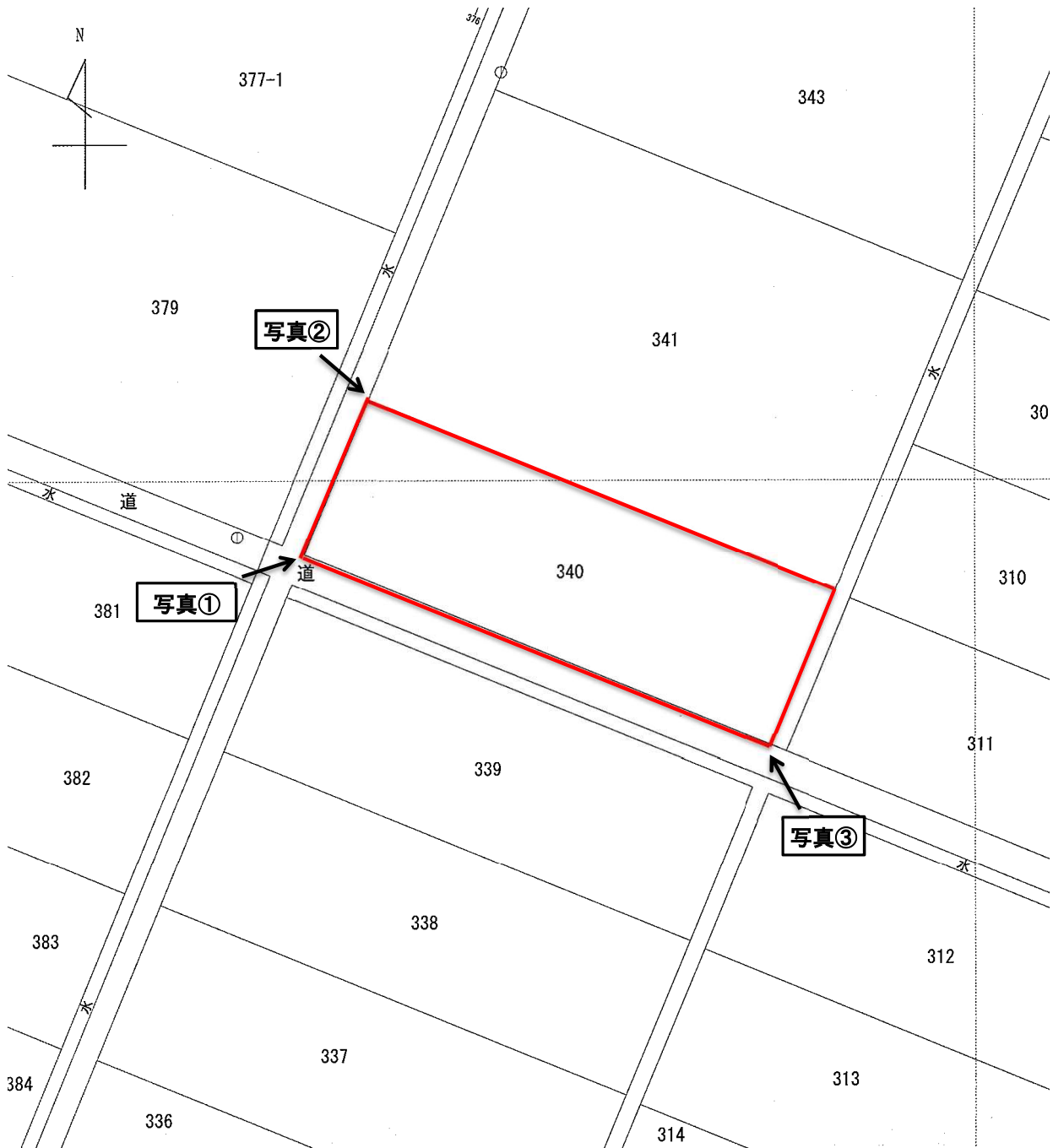


(注) 地図上の線は現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

売却区分番号

第1-6号

見取図



(注) 見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。参考としてお考えください。

写真①



写真②



写真③



(注) 写真上の線は現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際の境界とは異なる場合があります。